

# 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）の一部を改正する法律（平成29年4月21日公布、法律第18号）の概要

## 背景

- ◆ 平成22年、カルタヘナ議定書※1第5回締約国会合（於：名古屋）で「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。

※1国境を越えて移動する改変された生物※2による生物多様性への悪影響を防止するための議定書。平成15年9月発効（我が国については平成16年2月）。我が国はカルタヘナ法で国内担保済。

※2国内法であるカルタヘナ法では、補足議定書（正訳）にいう「改変された生物」を「遺伝子組換え生物等」と規定している。

- ◆ 補足議定書は、**国境を越えて移動する改変された生物により損害（生物多様性への著しい悪影響）が生ずる場合に、対応措置（生物多様性の復元等）をとること等**を締約国に求める

## 現行法の概要

- ◆ 遺伝子組換え生物等の使用等を規制し、違法な使用者等に対する措置命令（中止・回収等）の規定を置いているが、実際に生物多様性に損害が生じた場合に、中止・回収等を超える措置命令をかけるための規定はない（補足議定書の国内担保はできない）。

## 改正内容

- (1) 生物多様性に係る損害の回復を図るために必要な措置の命令を追加  
環境大臣は、**違法に遺伝子組換え生物等の使用等がなされた結果、生物多様性（重要な種・地域に係るものに限る）を損なう等の影響が生じたと認めるときは、当該使用者等に対し、この影響による生物多様性に係る損害の回復を図るために必要な措置（例えば生息環境の整備、人工増殖・再導入等）を執るべき旨を命ずることができることとする。**（第10条第3項、第14条第3項及び第26条第3項）
- (2) 罰則の追加  
（1）の命令違反の罰則を設ける（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）（第38条）
- (3) その他  
（1）の命令の要件や想定される措置等を規定するため、主務大臣が公表する基本的事項に（1）の措置に関する基本的な事項を追加する（第3条）等の所要の措置を講ずる。  
※ 施行期日（附則第1項）：補足議定書が我が国について効力を生ずる日（平成30年3月5日）

補足議定書の的確かつ円滑な実施の確保による  
生物多様性の保全及び持続可能な利用の一層の促進

※ カルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」とは、①細胞外において核酸を加工する技術又は②異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術の利用により得られた核酸又はその複製物を有する生物をいう。